

米国の安全保障情報管理政策 —秘密指定情報制度を中心に—

平松純一[†]

本稿は、米国の安全保障情報管理政策を秘密指定情報制度の観点から分析している。秘密指定情報制度の歴史とその内容を概観した後で、米国の安全保障情報管理政策上の含意を考察した。今回の分析結果は、米国だけでなく、日本の安全保障情報管理政策を考える上でも何らかの示唆を与えてくれるだろう。

U.S.National Security Information Management Policy : From the Classified Information Policy Standpoint

HIRAMATSU Junichi[†]

This paper analyzes the U.S. national security information management Policy by mainly focusing on a classified information system. After reviewing the history and contents of the U.S. classification system, it reveals some policy implications, both positive and negative. My findings will be instructive for the future formation of both American and Japanese national security information management policies.

1. はじめに*

米国は自由で民主主義的な社会の実現を、国家戦略・政策の基本的目標としている。米国合衆国憲法修正第1条は議会に表現・出版の自由を制限する立法をしないよう求めているが¹、これは情報に対する米国全体で共有された価値の一部を示している。従って、連邦政府の情報も基本的には国民への公開は当然で、情報を秘密にするということはあくまで例外的な措置であると考えられている。²情報戦略の大家である J.アルキッラは、米国は情報戦略立案の目標として‘保護された公開性 (guarded openness)’を志向すべきであると述べている。³

その意味で国家安全保障に関する情報は、米国政府が秘匿せざるを得ない、数少ない政府情報の一つであるといえる。国家安全保障 (national security) という言葉が何を意味するのかについて、学術的には明確な解答が得られていない。⁴だが、米国の安全保障実務の観点から言えば、国家安全保障の意味するところは秘密指定情報制度の形成を通して理解することができる。本稿では、米国の秘密指定情報制度の歴史的変遷を追い、国家安全保障に係る米国の情報管理制度の中心的内容を理解し、その政策的含意を考察する。

2. 秘密指定情報制度総覧

‘秘密指定情報 (classified information)’は合衆国法の定義によると、

[†] 拓殖大学
Takushoku University

“法律または大統領命令（または法律・大統領令に従って発せられた規則または命令）に従って，国家安全保障上の理由から特定の保護を必要とすると指定され，かつ明確なマーキング⁵または表示がなされた情報または資料”⁶

であるとされている．現在の法的な定義はシンプルであるが，実際の秘密指定情報制度は米国史においてさまざまな形態をとってきた．

米国の歴史を振り返れば，国家安全保障に関する情報はもともと軍部の独占的権利であった．建国期より陸海軍の命令及び規則で決められていた秘密指定情報が初めて体系的な形となったのが，1912年2月発令の一般命令第3号（General Order No.3）であるとされる．⁷この頃はまだ上記の定義にあるように，情報の秘匿程度に応じたマーキング措置などはなされず，対象書類にシリアル番号が付与されるという登録制度が採用されていた．その後米国が第一次世界大戦に参戦し米軍が大きくなると，一般命令第64号が発令され（1917年11月），登録制度から現在の3段階マーキング制度が採用されることになる．このように米国の秘密指定情報制度は，当初軍部独占の形であった．

現在の秘密指定情報の原型は，1940年3月22日のF.D.ルーズベルトの大統領命令8381（Executive Order, E.O.8381）である．⁸これ

によって，軍部ではなく，文民の長たる米国合衆国大統領が明確に秘密指定情報の権限を行使するという慣行が生まれる．

その後大統領命令によって秘密指定情報の内容・範囲が多様に変化を遂げる．第二次世界大戦後の1950年2月にはH.S.トルーマン大統領がE.O.10104でE.O.8381を更新．これによって米国の秘密指定情報は，‘Restricted’，‘Confidential’，‘Secret’，‘Top Secret’の4段階マーキングを持つことになる．これは米国の同盟国との一貫性を保とうとするものであった．⁹また，このE.O.10104は米合衆国大統領が憲法によって秘密指定権限を持つことを初めて明言したが，このことは後に最高裁判所判決も大統領が憲法上最高司令官（Commander-in-Chief）であるとの理由で追認している．

¹⁰

トルーマン大統領は51年9月24日には新たにE.O.10290を発令している．これによって，初めて秘密指定情報の対象が‘国家防衛（national defense）’という軍事情報から，‘国家安全保障（national security）’という非軍事情報にも拡大する．秘密指定情報の対象が‘国家安全保障’に広げられたことで，国家安全保障政策実施に役割を持つ非軍事機関にも大統領から秘密指定権限が委譲されることになった．¹¹

だが，この大統領命令が作り出した広範な秘密裁量権は，国民及びメディアから大きな批判を受けた．そこで，次期大統領のD.D.アイゼンハワーは，1953年11月のE.O.10501で秘密指定の内容を厳格化する．E.O.10501は，大統領が秘密指定権限与える省庁を17省庁に限定し，自動的に秘密指定が解除される条件を加えたりな

どした。また、指定対象を再び‘国家防衛’とした。そして、アイゼンハワーは‘Restricted’の分類を排除して秘密は3段階とした。

アイゼンハワーの大統領令ではまた、この3段階マーキングの判断基準が明文で示されている。この大統領令において‘Top Secret’とは、国家に‘非常に深刻な(exceptionally grave)’損害を与える情報であり、例えば、戦争、軍事・防衛計画、国防に影響を与える外交関係、インテリジェンス作戦、国防に影響を与える科学・技術に関する情報などである。‘Secret’とは、国家に‘重大な(serious)’損害を与える情報であり、米国との対外関係の危機、国防に決定的な重要性をもつプログラム・計画の効率性の低下、重要な軍事・防衛計画に妨害をもたらすような情報である。そして、‘Confidential’は、国家の防衛上の‘利益を損なう(prejudicial)’情報一般とされている。

このアイゼンハワーの大統領命令は、その後も多少の変更はあったが、以後20年に渡って米国の秘密指定情報制度として通用することになり、その後の秘密指定の改定に関する大統領命令もE.O.10501を新たな制度設計の参照点とした。

再び高まる米ソの緊張の中、R.レーガン政権は、アイゼンハワーの秘密指定制度変更する必要に迫られた。彼は1982年4月、E.O.12356で秘密指定情報の範囲を再び‘国家安全保障’にする。ここで‘国家安全保障’の意味が‘国家防衛(national defense)’及び‘対外関係(foreign relations)’として簡潔かつ曖昧に規定されることになった。このとき、大統領令は秘密指定情報カテゴリー

を設け、国家安全保障に関わる情報を例示しているが、その中には大統領や省庁幹部によって任意に定められて情報という曖昧なカテゴリーが設けられていた。¹²

また、いったん秘密指定が解除された情報を再秘密指定したり、秘密指定の解除自動化を廃止するなど、レーガン政権は秘密指定情報保護の柔軟化・強化を図った。

これに対してW.J.クリントン政権時になると、米国はアイゼンハワー・スタイルの秘密指定情報体制へ戻る。この復活の背景には、東側諸国の民主化・ソ連の崩壊による米国の安全保障環境の変化、政府の説明責任やコスト削減の要請、国内政局の変化などがあった。¹³1995年4月のクリントン大統領のE.O.12958は、‘疑わしきは秘密にせず’を基本的信条にして、¹⁴ これまで秘密指定情報の管理が省庁でばらばらであった状況を改善するため、政府中央で一貫した統一秘密指定制度の基準の構築を試みた。彼は省庁全体で秘密指定権限持つ者の範囲を明確に定め、¹⁵マーキングごとの保護措置の均一化を行い、レーガンが廃止した秘密指定の自動解除¹⁶を復活させ、再秘密指定を禁止して、秘密指定情報の種類を明確化した。¹⁷さらに、政府職員には秘密指定に関する異議申し立ての機会を保障し、より明確な基準の下に秘密指定情報を作りだすためカーター政権が採用していた公共の利益と情報の秘密との比較考量基準‘balancing・テスト’を導入、秘密指定・秘密指定解除及び政策・手続きに関する2つの検討パネルの創設¹⁸などを行った。

このように冷戦後の一時期、米国は平和の恩恵を受けて安全保

障上の秘密の運営は最小限で行われていた。だが、2001年の9月11日、米国本土がテロリストによって米国史上初めて攻撃される。20日、G.W.ブッシュ（ブッシュ Jr.）大統領は米国は第2次世界大戦以後初めての戦争状態(at war)に突入したことを宣言。¹⁹米国は以後戦時体制となる。²⁰2003年ブッシュ Jr. 大統領はクリントンのE.O.12958における統一・一貫した秘密指定情報制度構築に賛成しつつも、クリントンとは逆のベクトルを選択する。ブッシュ Jr. は大統領令 E.O.13292 で E.O.12958 修正を行う。彼はクリントンの‘疑わしきは秘密にせず’原則を廃止し、再秘密指定を復活、秘密指定期間の上限設定も無くした。また、秘密指定情報の対象カテゴリーとして国家安全保障に関わるインフラストラクチャの脆弱性・能力や大量破壊兵器に関する情報を新たに追加、クリントンが作った秘密指定上訴パネル（ISCAP）による秘密指定解除決定を最終的に覆す権限を中央インテリジェンス長官（Director of Central Intelligence, DCI）²¹に与え、秘密指定及びその保護を促進する立場を採った。²²

2009年1月、B.H.オバマが第44代合衆国大統領に就任。彼は‘前例の無いレベルでの‘公開性（openness）’‘透明性（transparency）’、‘国民参加（public participation）’、‘公民協調（collaboration）’を軸とした国家の構築を目指す‘オープン・ガバメント・イニシアティブ’を進めているとされ、²³この姿勢が安全保障分野も含む政府情報の管理にも現れている。オバマは大統領令発表に先立つ2009年5月27日、オバマは覚書を関係省庁に出した。そこで彼は、秘密指定情報の管理を厳格化する方針を明確に打ち出した。²⁴

そして覚書は、安全保障保障担当大統領補佐官に90日以内にクリントン政権時のE.O.12958を基盤とした修正勧告を出すことを命じた。調査結果報告には次のような勧告がなされていた。

- 国家秘密指定解除センター（National Declassification Center, NDC）の設立
- 過剰な秘密指定（Overclassification）の問題への効果的対処
- 秘密指定情報の共有拡大に対する必要な対処
- 再秘密指定の禁止
- ‘大量破壊兵器に関する米国のインテリジェンス能力に関する委員会（通称 WMD 委員会）’などで提言された、電子的環境²⁵での適切な秘密指定、秘密保護、情報入手、秘密指定解除の実施
- その他、公開性透明性の増大、政府の正当な利益の保護のために必要な手段の構想

12月29日、調査結果・勧告をふまえ、オバマは新たな大統領令E.O.13526でクリントンのE.O.12958を更新した。こうした動きはオバマはクリントンの大統領令における秘密指定情報制度を基礎にしつつも、彼の‘オープン・イニシアティブ’により適応した形で制度の構築を目指そうとしていることの表れである。実際、彼は自身の大統領命令E.O.13526で秘密指定情報といえども、“永久に秘密にし続けることは許されない”²⁶と公言している。

オバマは新設のNDC指揮の下、2013年12月31日までにこれま

で自動秘密指定解除の対象となっていた4億ページ以上の連邦政府の記録の未処理分を、すべて公開する作業を進めるよう省庁のリーダーたちに求めた。そして、NDCのアーカイビストは作業状況を6ヶ月ごとに報告することとなった。

3. 米国の安全保障情報管理における政策的含意

今回の調査で秘密指定制度とは、

- 誰が秘密指定できるのか
- どういった種類の情報が秘密指定の対象となり、どういったマーキングで秘密指定できるのか
- 秘密指定された情報は、マーキングごとにどのような保護措置が採られるのか
- 誰が秘密指定情報にアクセスできるのか
- どのように、いつ秘密指定が解除されるのか

ということを主に規定した制度であることが分かった。この制度の骨格と上記の制度の歴史から、以下のような政策に関するメリット・デメリットを考えることができよう。

第二次世界大戦を境としてこの制度の詳細の最終的な決定権は軍部から大統領に移った。確かに刻々と変化しつづける安全保障環境・国内世論に対応するためには、行政府のスピードと柔軟性が必要とされるので、大統領がリーダーシップを発揮して迅速に決定を行えるメカニズムにメリットは大きい。実際にアイゼンハワーは、冷戦の中でソ連と厳しく対峙しつつも、安全保障の定義

の曖昧さや広範さが国民の政府への不信を招きかねないとして、秘密指定の対象範囲を国家防衛に限定して国内外からの要請のバランスをとった。当時は核戦争という軍事問題が国家安全保障の中心にあったので、対象を国家防衛に限定することができた。一方クリントンは、冷戦後の多様化した脅威（テロリズム、麻薬戦争、内戦など）に対処するため、秘密指定情報の対象を軍事に限定しない安全保障とせざるを得なかったが、秘密指定に関する統一基準を作り、秘密指定の期間制限や自動解除規定を設けるなど柔軟かつ厳格な制度設計を行うことで、情報の自由・政府の説明責任を果たそうとした。こうした例は、大統領に大きな裁量を与える秘密指定情報制度のメリットを示したと言えよう。

だが、この制度がもたらす政策上のデメリットは少なくない。まず、大統領主導の秘密指定情報制度というのは裏を返すと、秘密指定情報制度の成否が大統領の国家安全保障・国内政治に関する先見性や力量に大きく依存するということである。

米国は戦略的に追求する価値の一つとして、情報の自由な流通・公開性を志向していると前に書いたが、その程度は第二次世界大戦後の米国の秘密指定制度の下では大統領の裁量によって大きく変化する。アイゼンハワーやクリントンは連邦政府の情報の自由・公開という価値と国家安全保障という価値を、秘密指定情報の対象限定、秘密指定期間設定、統一基準の設定などで均衡させようとしたが、レーガンやブッシュ Jr.が大統領であった時の米国は、国家安全保障をより重視した置いた結果、他の政権時代よりも政府情報の流通・公開は妨げられた。このように安全保障的価値が

あまりに強く追求されると、最悪の場合、密指定情報制度の乱用²⁷、安全保障とは別の目的（違法行為や行政・個人の失態の秘匿など）といった秘密指定情報制度の乱用に繋がる可能性がある。²⁸

ブッシュ Jr.政権とは異なり、現在のオバマ大統領は自身の政治信条に従い、安全保障よりも情報の自由という価値を重視した秘密指定情報管理制度を求めているようだが、彼の制度が情報社会時代の秘密管理として適しているかどうかは議論の余地がある。WikiLeaks.orgによる一連の秘密指定情報の漏洩事件、特に2010年11月の25万件以上に及ぶ外交秘密文書の漏洩事件は、オバマ大統領の理想とする政府の情報管理とは異なる結果を招いた。²⁹M.G.ミラーは、軍事・外交、インテリジェンス、兵器開発などに関する情報は実際の作戦遂行の上で密接不可分な関係（inextricable relationships）にあるため、すべて同時に秘密保護されねばならないと説明しているが、³⁰ ‘Top Secret’ はなかったとはいえ、最新的外交文書がこれほどまで大量に流出してしまったとなれば、米国の安全保障が大きなダメージを受けたと言っても過言ではない。³¹

現在、‘オープン・ガバメント・イニシアティブ’によってかつて無いレベルで政府の透明化・公開化作業が進められているが、情報保全監査局（Information Security Oversight Office, ISOO）³² の2011年の報告書によると、秘密指定情報に関する統一・一貫した基準に基づく省庁別内部規則の策定³³や秘密指定解除情報の公開^{34,35}が思ったほど進んでいないようである。

なお、秘密指定情報制度の枠外に目を向けることも、安全保障

情報管理政策全体を考える上では大切なことである。9・11事件に関する議会報告書³⁶も示したように、テロなどの不確定脅威を察知するためには秘密指定情報とそれ以外の政府情報にも目を向ける必要がある。だが、非秘密指定情報の管理は、これまでもっぱら省庁内部の問題とされ、大統領の裁量が及ぶところではなかった。³⁷また、秘密指定情報と司法・刑事法が考える‘秘密指定情報’との違いも未だに解決されていない³⁸。このように、米国は大統領のコントロールが不十分・不可能な秘密指定制度以外の政府情報についても政策的に調整しなければならないという問題を抱えている。

4. おわりに

以上、本稿では秘密指定情報制度の歴史・内容を中心に米国の安全保障情報管理政策の含意を考察した。2010年は上記のWikiLeaks事件に加え、イランの核施設や産業インフラを狙ったStuxnetと呼ばれる新種のワーム事件が発生した。³⁹また、2011年5月2日には、9・11事件の首謀者とされるO.B.ラディンが米国との戦闘で死亡したと報道された。⁴⁰こうした安全保障環境の急速な変化が、オバマ政権以降の米国の安全保障に関する情報管理政策にどのような影響を与えるか、今後も米国の動向に注目していく必要がある。

参考文献

量が多いため省略。脚注を参照されたい。

¹ “Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof; or abridging the freedom of speech, or of the press; or the right of the people peaceably to assemble, and to petition the Government for a redress

of grievances.” 修正第一条の保護対象から除外される種類の情報については、Henry Cohen, *Freedom of Speech and Press: Exceptions to the First Amendment*(CRS, October 16 2009).などを参照。

² 米国は 1966 年に情報公開法(Freedom of Information Act, FOIA)では、連邦政府の情報は原則公開となっており、国家安全保障など 9つのカテゴリーに属する種類の情報のみが同法の適用除外となる。この点に関して米最高裁は、明らかに「差し迫った利益(compelling interest)」を促進するために、もっとも制限的でない手段を選択した場合、政府が憲法修正第 1条で保護された表現の自由を規制することができるものと判断を下している。詳しくは、Gina Stevens, *The Freedom of Information Act and Nondisclosure Provisions in Other Federal Laws*(CRS, September 24 2010).などを参照。

³ 「保護された公開性」について詳しくは、John Arquilla and David Ronfeldt, *The Emergence of Noopolitik: Toward An American Information Strategy* (RAND, 1999).などを参照。

⁴ 安全保障の定義についての議論は、土山 實男、『安全保障の国際政治学一焦りと傲り一』(有斐閣, 2004), 赤根谷達雄・落合浩太郎編著「新しい安全保障の視座」(亜紀書房, 2001), 坪内淳「安全保障の理論—概念の多元化をめぐる」中原喜一郎他編『国際政治の理論(「現代の政治学」シリーズ)』(東海大学出版会, 1997), 武田泰裕「安全保障の非軍事的側面」p.189 武田泰裕・神谷万丈編著『安全保障学入門』(亜紀書房, 2006)などを参照。

⁵ マーキングとは、対象資料に付される「Top Secret」「Secret」「Confidential」

といった、情報の秘匿レベルの表示のことである。

⁶ 50 U.S.C. 426(1)

⁷ Harold C.Relyea, *Security Classified and Controlled Information: History, Status, and Emerging Management Issues*(February 11, 2008). p.2.

⁸ Relyea, Ibid.;Jennifer K. Elsea, *The Protection of Classified Information: The Legal Framework*(CRS, January 10 2011). p.1.;

Kevin R. Kosar, *Classified Information Policy and Executive Order 13526*(CRS, December 10 2010). p.3.

⁹ Relyea, Ibid. p.2.

¹⁰ Elsea, Ibid. p.1.

¹¹ Relyea, Ibid. p.3.

¹² “(a) Information shall be considered for classification if it concerns:

(1) military plans, weapons, or operations;

(2) the vulnerabilities or capabilities of systems, installations, projects, or plans relating to the national security;

(3) foreign government information;

(4) intelligence activities (including special activities), or intelligence sources or methods;

(5) foreign relations or foreign activities of the United States;

(6) scientific, technological, or economic matters relating to the national security;

(7) United States Government programs for safeguarding nuclear materials or facilities;

(8) cryptology;

(9) a confidential source; or

(10) other categories of information that are related to the national security and that require protection against unauthorized disclosure as determined by the President or by

agency heads or other officials who have been delegated original classification authority by the President.”

¹³ 85 年の国防総省・安全保障レビュー委員会の調査は、国防総省及び防衛産業があまりにも多くの秘密指定情報を作りだしていることを指摘している。秘密指定に関するコストについては、93 年 10 月に政府説明責任局 (Government Accountability Office, GAO) が、92 年で秘密指定に直接かかった費用だけでも 3 億 5 千万ドルを超え、秘密指定解除には 600 万ドルかかるという調査報告を発表した。加えて同報告書は、秘密指定後の情報保護にかかる人的物的費用が数 10 億ドルかかっていることも指摘している。Elsea, Ibid. p.4.

¹⁴ E.O.12958 には、If there is significant doubt about the need to classify information, it shall not be classified’ ‘If there is significant doubt about the appropriate level of classification, it shall be classified at the lower level’ という記述がある。

¹⁵ E.O.12958 には、最初に秘密指定を行う権限を与えられた原秘密指定 (Original Classification) 権を持つ者やその権限を委任 (delegation) される者についての要件が定められている。

¹⁶ E.O.12958 によって、2006 年 12 月 31 日以降、25 年以上の秘密指定をされ、かつ、合衆国法 44 章の下で常時歴史的価値 (permanent historical value) があると判断されたすべての情報は、自動的に秘密指定解除がなされることとなった。もっとも、担当省庁のトップは、特定の領域において引き続き機微に触れる、秘密情報を例外扱いにすることはできる。

¹⁷ “Information may not be considered for classification unless it concerns:

(a) military plans, weapons systems, or operations;

(b) foreign government information;

(c) intelligence activities (including special activities), intelligence sources or methods, or cryptology;

(d) foreign relations or foreign activities of the United States, including confidential sources;

(e) scientific, technological, or economic matters relating to the national security;

(f) United States Government programs for safeguarding nuclear materials or facilities; or

(g) vulnerabilities or capabilities of systems, installations, projects or plans relating to the national security.”

¹⁸ E.O.12958 は、結局、2つの組織をつくることになる。ひとつは省庁間安全保障秘密指定上訴パネル (Interagency Security Classification Appeals Panel, ISCAP) で、今一つは、情報保全政策諮問委員会 (Information Security Policy Advisory Council, ISPAC) である。ISCAP は秘密指定に対する異議申し立てについて最終的な決定などを行う。ISPAC は助言や議論を行うとされた。Kevin R. Kosar, *Security Classification Policy and Procedure: E.O.12958, as amended*(CRS, December 31, 2009). p.8.

¹⁹ President George W. Bush, “Address to a Joint Session of Congress and the American People,”(September 20, 2001). Available at: <http://www.fas.org/irp/news/2001/09/gwb092001.html>

²⁰ The White House, *National Security Strategy* (May 2010). p.20.

²¹ 当時。現在は CIA 長官 (D/DCIA) と呼ばれる。

²² Elsea, Ibid. pp.4-5.

²³ Wendy R. Ginsberg, *The Obama Administration's Open Government Initiative: Issues for Congress*(January 28 2011).

²⁴ Barack H. Obama, “Memorandum of May 27, 2009—Classified Information and Controlled Unclassified Information,” (May 27 2009) Available at: http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Presidential-Memorandum-Classified-Information-and-Controlled-Unclassified-Information/

²⁵ 秘密指定情報の電子的管理は専用のネットワーク・システムを使って行われる。代表的なものにインテルリンク (Intelink) と呼ばれるものがある。アクセス権限によっていくつかのバージョンがある。すべてが判明しているわけではないが、‘Top Secret’はIntelink-SCI (現在の管理はJoint Worldwide Intelligence Communication System, JWICSが行う。), ‘Secret’はIntelink-S (管理はSecret Internet Protocol Router Network, SIPRNET), ‘Confidential’はIntelik-Policynet (現在は廃止。CIAが管理していた。)などがある。詳しくは, Lorne Teitelbaum, The Impact of the Information Revolution on Policy Makers’ Use of Intelligence Analysis (RAND Corporation, 2005). pp.101-7

²⁶ Executive Order 13526, "Classified National Security Information," (December 29 2009) .

²⁷ 2005年7月ニューヨークタイムズ紙は、ブッシュJr.政権が一分間に125件の割合で秘密指定を行っている、ブッシュ政権の秘密指定情報政策の乱用を批判。また同紙は、秘密指定の増加とともに、秘密指定解除が減っていることも指摘した。冷戦後には再秘密指定制度の乱用も問題となった。2006年2月21日のジョージ・ワシントン大学の国家安全保障アーカイブ (National Security Archive) の報告書によると、1999年よりインテリジェンス機関はNARAと秘密協定を結び、密かに秘密指定解除文書の再秘密指定を進め、55000件以上の文書を再秘密指定にしたという。‘省庁の許可なく’秘密指定の自動解除作業が行われたことが原因であったとも言われるが、2006年4月26日の情報保全監査局 (Information Security Oversight Office, ISOO) の報告書は、再秘密指定情報の64%が秘密指定基準に適合し、24%は‘明らかに不適切’、残りは‘疑わしい’ものであったと述べた。詳しくは、Relyea, Ibid. pp.27, 30-31.などを参照。

²⁸ 秘密指定情報制度の乱用が疑われるケースとして、ニクソン政権時の‘ウォーターゲート’事件やブッシュJr.政権時のアブ・グレイブ・グワンタナモ収容所での拷問、‘四人特例引渡し (extraordinary rendition)’などがある。詳しくは、US Senate, The Final Report of the Select Committee on Presidential Campaign Activities (June 1974)., The Assassination Archives and Research Center(AARC), Church Committee Reports(1975, 1976). Available at: http://www.aarclibrary.org/publib/contents/church/contents_church_reports.html, Jennifer K. Elsea, U.S. Treatment of Prisoners in Iraq: Selected Legal Issues(May 19 2005). Michael John Garcia, Renditions: Constraints Imposed by Laws on Torture(CRS, September 8 2009). などを参照。

²⁹ "Leaked Cables Offer Raw Look at U.S. Diplomacy," The New York Times(November 28 2010). Available at: <http://www.nytimes.com/2010/11/29/world/29cables.html>

³⁰ Michael G. Miller, "Attaining and Maintaining National Security Advantage: Information Operations and Secrecy," IO Journal (Spring 2005). p.30.

³¹ 事件後、H.R.クリントン国務長官は、“この漏洩事件は‘米国の対外政策利益に対する攻撃だけではなく、国際コミュニティー世界の安全を守り、経済の発展を行うことになる同盟とパートナーシップ、対話と交渉に対する攻撃でもある’”と述べている。もっとも、R.M.ゲイツ当時国防長官は、米国が他国にとって依然として‘必要不可欠な国 (indispensable nation)’であるため、メディアが言うほど大きな影響はなかったと述べている。Ginsberg, Ibid. p.7.

³² カーター大統領のE.O.12065(1978年6月28日)によって設立された、秘密指定情報制度の指針作りや監査を行う組織。現在は国家文書・記録局 (National Archives and Records Administration, NARA) に属する。

³³ 2011年3月15日時点で連邦政府の関係41省庁のうち19省庁しか、完全な形で秘密指定制度に関する明確な内部規則を作成・運用していないという。同報告書でISOOは、この省庁の対応の鈍さが‘大統領が要求した改革を実施する際のもっとも大きな障害’になると述べ、警戒感を示している。National Archives and Records Administration, 2010 Report to the President(April 15 2011). 長年米国の秘密情報

政策を分析しているS.アフターグッドは、これは大統領への抵抗ではなく、官僚制度の問題であると分析する。つまり、大きな省庁ほど官僚システムが複雑であるため、必然的に規則策定に時間がかかるのであるという。Steven Aftergood, "Most Agencies Are Out of Compliance with Secrecy Policy," Secrecy News(April 2011). Available at: <http://www.fas.org/blog/secrecy/2011/04>

³⁴ 2005年9月21日時点で、ISOOは1億5500万ページの秘密指定情報が自動解除の対象となっていると報告。そしてISOO、関係省庁のうち22省庁が自動秘密指定解除実行がクリントンのE.O. 12958に設定されていた期日 (2006年12月31日) までにできると述べていた。オバマは4億ページに及ぶ秘密指定解除対象文書の未処理分を、2013年12月31日までに公開し一般利用可能にせよと省庁のリーダーたちに覚書で命令したが、実際は予定どおりに作業が進んでいない。Relyea, Ibid. p.27. Steven Aftergood, "Secrecy Overwhelms U.S. Historical Record," Secrecy News(April 20 2011). Available at: <http://www.fas.org/blog/secrecy/2011/04>

³⁵ Barack H. Obama, "Implementation of the Executive Order, "Classified National Security Information," (December 29 2009) Available at: <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/presidential-memorandum-implementation-executive-order-classified-national-security>

³⁶ The National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States, "The 9/11 Commission Report"(July 22 2004). p.79.

³⁷ オバマ政権は、これまで省庁ごとに別々に管理されていた非秘密指定情報のうち、一定の保護を必要とする情報 (Controlled Unclassified Information, CUI) を、秘密指定情報と同様に連邦政府の統一基準で管理させようとしている (CUI Framework)。CUIはもともと敏感・非秘密指定情報 (Sensitive But Unclassified Information, SBU Information) と呼ばれていたもので、CUI Framework設定は、9・11事件の反省からブッシュJr.政権がテロに関するSUBを連邦政府で統一管理をしたいと考えたことから始まった試みであった。詳しくは、The Task Force on Controlled Unclassified Information, "Report and Recommendations of the Presidential Task Force on Controlled Unclassified Information,"(August 25 2009).を参照。

³⁸ 刑法で定められた‘秘密指定情報’が大統領令で指定された‘秘密指定情報’ではないことが、問題となっている。詳しくは、Jennifer K. Elsea, Criminal Prohibitions on the Publication of Classified Defense Information(CRS, January 10 2011).を参照。

³⁹ Stuxnetは次世代のサイバー戦争の始まりと考える軍事関係者もいる。詳しくは、Paulo Shakarian, "Stuxnet: Cyberwar Revolution in Military Affairs," Small Wars Journal (2011) . Available at:

<http://smallwarsjournal.com/blog/journal/docs-temp/734-shakarian3.pdf> 2011年5月1日以降発表の一連のSonny情報流出問題とStuxnetとの関係は執筆時点では不明。

‘既知のサーバー脆弱性が原因’、ソニーが個人情報漏えい問題で経緯を説明’、ITPro, 2011年5月1日, アクセス: <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20110501/360026/2r1>

⁴⁰ "Bin Laden Is Dead, Obama Says," The New York Times(May 2 2011). Available at: <http://www.nytimes.com/2011/05/02/world/asia/osama-bin-laden-is-killed.html>